

# 堺市立総合医療センター特殊精密検査業務 仕様書

## 1. 履行場所

堺市立総合医療センター 2階 臨床検査技術科等

## 2. 履行期間

令和6年6月1日から令和8年3月31日まで

## 3. 検査項目

別表「検査項目委託一覧」のとおり

## 4. 契約方法

下記区分による複数単価契約とする。ただし、(3)は履行期間中の総額とする。

- (1) 別紙「検査項目委託一覧」の各グループ(2C19、ANCA、BCR等)
- (2) (1)以外の各検査項目
- (3) 下記「5. 業務内容(7)検査受付等業務」

## 5. 業務内容

### (1) 検査体制

ISO15189及びCAP検査室の認定を取得しており、精度の保証を行っていること。

### (2) 検査の依頼

検査の依頼は、原則、履行場所に設置する臨床検査情報システム(株式会社エイアンドティー「CLINILAN GL3/MB3」)(以下「検査システム」という。)から出力される依頼用電子ファイルをもって行い、受注者は外部記憶装置に電子ファイルを保存し自社に持ち帰る。ただし、一部の検査においては、受注者の様式による依頼書を使用して検査の依頼を行う場合がある。

### (3) 検体の集荷

受注者は、営業日(土曜日・日曜日・国民の休日、年末年始を除く平日。以下同じ。)に1日1回、16時から17時頃に前回の集荷以降に受付した検体を履行場所において集荷する。なお、検査の依頼に必要な採取容器等は受注者が用意するものとする。

### (4) 検査の実施と報告

- ① 受注者は、発注者より依頼のあった検査を実施し、発注者が指定した所要日数内に報告する。ただし、抗酸菌の顕微鏡検査は集荷した日の翌営業日に報告すること。
- ② 発注者が急遽結果が必要であると依頼した場合は速やかにFAX又は電話にて報告すること。
- ③ 受注者は、検査結果報告当日分につき、13時までに報告を完了させること。
- ④ 受注者は、天変地異その他やむを得ない理由により、所定の期限内に報告できない場合、理由及びその影響日数の詳細を発注者に速やかに届け、発注者の承認を得なければならない。
- ⑤ 受注者は、検査結果報告後2週間は検体を保管するものとする。
- ⑥ 発注者は、受注者の検査結果について疑義が生じた場合、受注者に対し再検査を依頼することがで

きる。この場合、受注者は速やかに検査を実施し、再度報告しなければならない。

(5) 検体の処分

受注者は、検査終了後（保管期間終了後）、責任を持って残った検体を廃棄処分することとし、当該業務以外の目的に使用してはならない。

(6) 検査方法等の変更

- ① 受注者は、現行の検査項目の中止、検査方法、基準値、単位、採取容器等の変更がある場合、事前に発注者の了承を得ることとする。
- ② 単価表に記載のない検査項目を新たに契約単価項目として追加する場合は、各受注者との比較見積により契約単価を決定し、発注者が承認した見積単価を契約単価とする。

(7) 検査受付等業務（当該業務の受注者に限る。）

受注者は発注者の一般外来診療時間中（営業日の 9 時から 17 時まで）、発注者の施設内に受注者の担当者を常駐させ以下の業務を行う。

① 検査依頼受付業務

- ・ 受注者ごとに依頼データを作成し、検査項目ごとに各受注者へ依頼データ及び検体を受け渡す。  
（土曜日・日曜日・国民の休日、年末年始に依頼のあった検査依頼分は翌営業日に提出する。）
- ・ 検体を各受注者に受け渡すまでの間は発注者の指定する保存方法（保存温度、冷蔵保存、冷凍保存等）に従い、適切に保存する。
- ・ 検査依頼のあったもので、契約外の検査項目がある場合は、発注者の監督員へ報告し、指示に従うこと。

② 検査結果の管理業務

- ・ 各受注者が提出した検査結果を発注者の検査部門システムに取り込む。
- ・ 検査結果の書式は原則データでの報告としているが、一部紙伝票のものがあるため、紙伝票のものは検査依頼書と報告書をスキャナーで取り込み、原本は受注者ごとにファイリングする。
- ・ 急遽結果報告が必要となった場合は、各受注者に対応が可能であることを確認し、FAX で結果報告を至急行う旨依頼し、受領した検査結果は依頼のあった部署へ提出する。

③ その他業務

- ・ 発注者の職員からの各種問い合わせ対応を行う。（検査結果進捗状況、検査依頼の可否、保存方法、採取容器等）
- ・ 受注者ごとの検体依頼用採血管、検査依頼書の在庫管理及び各受注者への在庫補充の依頼を行う。

(8) 個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守すること。

(9) その他

この仕様書に定めなき事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。